入札・契約事務に関する不当な働きかけ対応実施マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、入札等の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とし、外部から職員に対して不当な働きかけがあった場合における対応方法について、必要な事項を定める。

2. 不当な働きかけを行う者の範囲

「不当な働きかけを行う者」の範囲は、不当な働きかけを受けた職員以外のすべての人のことをいう。事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員、個人等すべての人を対象としている。

3. どのようなことが不当な働きかけになるのか

不当な働きかけとは、次のような行為が該当する。

ただし、摂津市の現職員が業務を遂行する上で必要性があると認められる場合を除く。

（1）特定の者を競争入札へ参加させる（又はさせない）ことを要求する行為

（2）特定の者に業務を受注させる（又はさせない）ことを要求する行為

（3）特定の者を契約の相手方とさせる（又はさせない）目的をもって、仕様書の作成及び変更を行うよう要求する行為

（4）特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為

（5）公表前に工事名称、工事概要、予定価格等、発注に関する情報を聞きだそうとする行為

（6）公表前に入札参加予定者の情報又はその数等を聞き出そうとする行為

（7）非公表または公表前の設計金額、積算基準、最低制限価格等を聞き出そうとする行為

※ 非公表又は公表前における入札に関係する価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）、又は競争入札妨害（刑法第96条の6第1項）に該当又は抵触するおそれがあります。

（8）前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為、職員に対する不当行為も該当する。（以下は例示）

- 秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
- 下請事業者の選定に関し、元請事業者に対して指導するよう要求する行為
- 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- 特定の事業者等の製品（工法）のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
- 監督職員や検査職員に対して、検査合格や工事成績評定点に関して要求する行為
- 正当な理由がないにもかかわらず特定の職員への面会を強要する行為
- 職員の職務遂行に支障をきたす長時間に亘る一方的な面談や電話応対を強要する行為

・ 乱暴な言動等により職員に心身の不安を抱かせる行為

4. 不当な働きかけに該当しない場合

次のような行為は、不当な働きかけに該当しない。

（1）陳情書、要望書等書面で提出されたもの

・個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたものは不当な働きかけには該当しない。

（2）不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの

・市議会、審議会、公聴会等、不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたものは不当な働きかけには該当しない。

（3）通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの

・個別具体の案件に関するものではなく、発注が予定されている工事への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不当な働きかけの対象とはならない。

（4）単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの

・仕様書の内容についての質問（非公表分は除く）など、単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは不当な働きかけには該当しない。

5. 職員の責務

（1）職員は、適正な入札等を執行するうえで自身が関係する立場にあること、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを自覚し、入札等に関して市民が疑念を抱くことのないように行動しなければならない。

（2）職員は、「摂津市コンプライアンス基本方針」に定める摂津市職員行動規範を遵守しなければならない。

6. 不当な働きかけに該当すると思われる行為があった場合の対応

（1）職員、所属長の対応

・職員は、不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は単独で対応せず、可能な限り複数で対応するように努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について指示を受けること。

・不当な働きかけに対しては、職員が個人で対応するのではなく組織として受け止め、組織として対応すること。

・所属長は、受けた行為が不当な働きかけに該当するか否かを判断し、不当な働きかけに該当すると判断した場合は担当者に「入札・契約事務に関する不当な働きかけ対応報告書（以後、報告書という。）」を作成するよう指示し、職員は速やかに報告書を作成、提出すること。

・報告書は、担当課において作成し、契約主管部長及び契約主管課長の合議を経て、市長決

裁とする（上下水道部においては、契約主管課長の合議を経て、市長決裁とする）。

（2）不当な働きかけを行う者への対応時の留意点

・職員は、不当な働きかけの相手方に対しては、不当な働きかけには応じられない旨を伝えるとともに、「これは、不当な働きかけですので、記録を取り、場合によっては公表の対象になります。」という旨を伝える等、毅然かつ慎重に対応すること。
・電話等での対応では、他の者を騙って不当な働きかけをしていることも考えられるため、折り返し電話をかけ直すなど、本人確認は慎重に行うこと。

7. 不当な働きかけに対する措置

不当な働きかけの内容に応じて、次の措置をとるものとする。

・報告書により事実確認の必要が生じた場合は、契約主管課が相手方から事情聴取を行う場合がある。
・不当な働きかけの内容により、以下の措置を実施する。

（1）警察等関係機関あるいは公正取引委員会に通報する。
（2）摂津市入札参加停止要綱による入札参加停止の要件に該当する場合は、入札参加停止措置をとる。
（3）不当な働きかけの内容によっては、摂津市ホームページ等でその内容を公表する場合がある。